

- ・2024年4月より、労働条件明示事項追加へ
- ・3月に締結した労働契約、労働条件明示事項の新ルール適用される？

2024年4月より、労働条件明示事項追加へ

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正に伴い、契約締結時の労働条件明示事項等が変更されることとなりました(2024年4月1日施行)。以下、追加の明示事項とタイミングをご確認ください。

就業場所・業務の範囲の変更

全ての労働者に、労働契約締結時と有期労働契約の更新時に、就業場所・業務の変更の範囲を明示します。

記載例	就業場所	(雇入れ直後)東京本社	(変更の範囲)本社および全ての支店、営業所
		(雇入れ直後)大阪支店及び労働者の自宅	(変更の範囲)会社の定める場所(テレワークを行う場所を含む)
	業務内容	(雇入れ直後)広告営業	(変更の範囲)会社内での全ての業務
		(雇入れ直後)ピッキング、商品補充	(変更の範囲)雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

更新上限に関する事項

有期労働契約の締結時と更新時に、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の内容を明示し、更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明する必要があります。

記載例 「契約期間は通算4年を上限とする」「契約の更新回数は3回まで」など

無期転換申込機会・無期転換後の労働条件

「無期転換申込権」が発生する契約の更新時に、該当する有期労働契約の契約期間の初日から満了する日までの間、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)と、無期転換後の労働条件を書面により明示することが必要になります。

記載例	無期転換申込機会	「本契約期間中に無期労働契約締結の申込みをした時は、本契約期間満了の翌日から無期雇用に転換することができる。」
	無期転換後の労働条件	「無期転換後の労働条件は本契約と同じ」 「無期転換後は、労働時間を〇〇、賃金を〇〇に変更する。」

モデル労働条件通知書



3月に締結した労働契約、労働条件明示事項の新ルール適用される？

今年の4月から労働契約締結時の明示事項に新たな項目が追加されるそうですね。3月に4月1日開始の契約を締結する場合は、適用されますか。



①

労働条件の明示は、労働契約の締結に際し行うものであることから、契約開始日が2024年4月1日以降であっても、**同年3月以前に契約の締結を行う場合には、改正前のルールが適用され、新たな明示ルールに基づく明示は不要**です。

もっとも、労働条件に関する労働者の理解を深めるため、3月以前から新たな明示ルールにより対応することは、望ましいとされています。

また、既に雇用されている労働者に対して、改めて労働条件を明示する必要はありません。



②

なるほど。契約締結の日で判断したらいいんですね。当社は在宅勤務を取り入れています。それは就業場所にあたりませんか。



③

いわゆるテレワークを雇入れ直後から行うことが通常想定されている場合は、「雇入れ直後」の就業場所として、また、その労働契約期間中にテレワークを行うことが通常想定される場合は、「変更の範囲」として明示します。具体的には、労働者の自宅やサテライトオフィスなど、テレワークが可能な場所を明示するようにしましょう。

また、有期契約で、今回の契約期間中は変更の予定はないが、次回の契約期間中に変更の可能性がある場合の就業の場所及び業務については、今回の契約では明示しなくてもよいとされています。



④

そうなんです。今後は契約ごとに変更の可能性を考えて記載するようにします。

ところで後から更新上限を定める場合は説明が必要なんですね。



⑤

契約当時は更新上限がなかったが、更新上限を新たに設けようとする場合と更新上限を短縮しようとする場合は、あらかじめ、更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで、理由を労働者に説明することが必要になります。

理由説明の際は、文書を交付して個々の労働者ごとに面談等により説明を行う方法が基本ですが、説明すべき事項をすべて記載した労働者が容易に理解できる内容の資料を交付して行ったり、説明会等で複数の対象者に同時に行う等の方法によっても差し支えありません。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者:社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193

FAX:06-6862-4662

Mail:kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:2023.12.18

NK-GROUP
イラスト協力:WANPUG